

内 規

役員選考委員会及び役員職務内規

1 運営細則第1条に示す群馬県小中学校PTA連合会役員経歴者の中から役員を推薦する場合は、当該郡市小中学校PTA連合会(協議会)と連携を図って候補者を選定し、総会に提案するものとする。

ただし、女性代表理事は、原則として郡市との連携を考慮し、郡市役員またはその経験者とする。

2 副会長は原則として、各ブロックから1名ずつ選出する。

3 各ブロックから選出された副会長は、原則としてブロック代表となる。

別表2 ブロック構成表 平成21年度から 郡市計 19

中毛ブロック	西毛ブロック	北毛ブロック	東毛ブロック
佐波郡 前橋市 伊勢崎市	甘楽郡 多野郡 高崎市 藤岡市 富岡市 安中市	吾妻郡 利根郡 北群馬郡 渋川市 沼田市	邑楽郡 桐生市 太田市 館林市 みどり市

理 事 資 格 内 規

1 各郡市PTA連合会(協議会)の代表は、原則として各単位PTA会長もしくはその経験者で、かつ各郡市PTA連合会(協議会)の正副会長又はその経験者とする。

ただし、女性理事は、原則として、郡市との連携を考慮し、郡市の役員またはその経験者とする。

2 運営細則第2条に示す理事についても同様とする。

多野郡の役員・理事等選出内規

多野郡小中学校PTA連合会は、神流町・上野村の2単位PTAで構成するため、役員・理事等の選出は、地理的・物理的な面を考慮し、特別に配慮する。

ただし、1名の連絡員を年度ごとに交替で置き、県P連事務局との連携を工夫する。